

新型コロナ禍における課外活動合宿ガイドライン

神奈川大学
学生生活支援部
保健管理センター

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の予防を適切に行いながら、コロナ禍における課外活動合宿を開催にすることを目的として策定しました。

部長もしくは権限を委譲された外部指導者を含む感染対策責任者は、合宿期間中、感染対策について部員・指導者等と共有し、指導、管理を行ってください。

1) 対象団体について

- ・ **合宿期間中、常に課外活動団体の指導者の管理のもとで活動ができる公認団体(準公認団体も含む)**。大学から委嘱されている現場指導者の同行・管理のもとで活動できないサークル団体等の課外活動団体の合宿は引き続き禁止とする。

2) 参加条件について

- ・ 合宿への参加の強要はせず、参加しないことにより、不利益を被ることがないようにする。
- ・ 合宿の開催を希望する場合は、所属キャンパス学生課に事前相談をし、承認を得た団体に限り、合宿開催を認める。事前相談は遅くとも2週間前までに行うこと。
なお、大会参加を目的とした宿泊の場合は、学生課への事前相談は不要。
- ・ 感染対策責任者は、部員及び指導者から必ず体調報告を受けて体調管理を行うとともに、本ガイドラインを遵守させること。

3) 本人及び同居家族の体調管理について

- ・ 通常練習参加時と同様に、合宿3日前から朝・夕の検温及び健康チェック(頭痛・のどの痛み・咳・倦怠感など、ごく軽い症状も含む)を行い、記録する。
- ・ 合宿実施前3日間に、部員・指導者及び同居家族に少しでも体調不良があった場合は、参加不可とする。

4) 宿泊・施設について

- ・ 原則「個室」利用とし、他の者の個室への出入はしない。
やむを得ず2人部屋の場合は、室内でも常時マスクを着用し、換気に注意する。
※ 横浜キャンパス及び湘南ひらつかキャンパス内の合宿所を利用する場合も各部屋上限2名とし、上記ルールに従うものとする。

5) 宿泊施設までの移動について

① 原則「個人」で移動する。

公共交通機関を利用する場合は、私語を控え、会話をしている人には近づかない。

② やむを得ず車で移動する場合は下記の感染防止策を遵守させる。

- ・乗車人数は車の定員の半数以下とする。

助手席には座らず、前後左右の座席を空けて乗車し、1m以上の対人距離を確保する(普通乗用車(2列シート)であれば、前列に1名、後列に1名の計2名まで)。

- ・常時マスク着用を徹底し、交通安全上やむを得ない声かけ以外の車内における会話はしない。
- ・常時窓開けなど、換気を行いながら走行する。1時間以上の移動となる場合には、1時間に一度は停車し、窓を全開にして10分間の換気を行う。
- ・車内での飲食は絶対にしない。(マスクを外す機会を作らない)

6) 合宿期間中の感染防止対策

① 宿舎内での対策

1. 宿舎での入退時はマスクを着用し、原則1人での行動とする。
2. 毎朝夕の検温(非接触型体温計)と身体症状の確認を行い、記録をする。
3. 原則として割り当てられた部屋で生活し、共用スペースの利用は最低限にとどめる。
4. 食時の注意事項
 - ・ **個食、黙食を徹底し、懇親会は禁止とする**
 - ・ 食堂利用時は、手洗い(手指消毒)をし、マスク着用で入室する。
 - ・ 食事は席の間隔を取り(1m以上)、個人ごとの配膳をする(料理のシェアは禁止)。
 - ・ 食後はすぐにマスクを着用し、速やかに退出する。
5. 風呂、洗濯、脱衣所では密にならないように注意する。
 - ・ 原則個人の部屋の風呂、ないしシャワーを使用し、大浴場は使用しない。
 - ・ 大浴場しかない場合は、入浴時間を個々にずらして設定し、密にならないようにする。

※脱衣所・入浴中などマスクを着用していない場面では私語厳禁

② 部外者との接触や外出等については、感染対策責任者のもと対応する。

7) 体調不良者の発生時の対応

- ・ 個室で隔離する
※個室でない場合は、ただちに同じ部屋の部員・指導者は別エリアの居室に移動する。
- ・ 体調不良者には、現地または帰宅後最寄りの医療機関を受診させる。
- ・ 自力で帰宅困難な体調不良者は、同居家族に連絡して車での迎えを依頼する。(部員同士・指導者の送迎での帰宅は認めない)
- ・ 他の部員・指導者に、体調管理の徹底を指示する。
※ 現地医療機関の調査総合病院や大学病院は紹介状が必要な場合があるため、あらかじめ近隣のクリニックなどの調査をしておく。

8) 合宿の中止・解散

- ・ 体調不良者が1名出て、その体調がすぐに(目安として1時間以内)十分回復しない場合、もしくは続けて体調不良者が出た場合には、ただちに合宿を中止し全員帰宅させ、所属キャンパス学生課に合宿中止の連絡を行う。
- ・ 感染対策責任者は、体調不良者に最寄りの発熱センターへの相談や事前連絡のうえ医療機関への受診を促す。
- ・ 引き続き、他の部員・指導者へ体調管理の徹底と、少しでも体調に異変が出た場合は速やかに感染対策責任者へ報告するよう指示する。

9) 合宿後に、新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した場合

- ・ 感染・濃厚接触時 対応マニュアルに従って速やかに対応を行う。

以上